

ものづくり支援センターしもすわ
工業製品測定料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内ものづくり中小企業者が長野県工業技術総合センター等の公的施設、団体等で行った工業製品の測定に対して、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

(対象事業者及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる事業者及び補助対象経費（以下「経費」という。）は、次の通り

- (1) 対象事業者 下諏訪町への納税（法人住民税又は個人住民税等）が確認できること。
- (2) 経費 長野県工業技術総合センター等で行った工業製品の測定料のみとする。ただし、国又は県、市町村等の補助金等を受けている対象額及び振込手数料を除く。
- (3) 消費税の取扱い 特に指定の無い限り経費対象額は消費税込みの金額とする

(補助額)

第4条 補助金の額は、1事業所につき、前条経費の2分の1以内の額とし、同一年度において30万円を限度とする。ただし、1,000円未満を切り捨てる

(対象期間)

第5条 毎年1月1日から12月31日までの間に実施し、経費の支払いを終了した測定とする。

(申請期間)

第6条 対象期間の翌年1月10日から1月31日とする

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする中小企業者は、ものづくり支援センターしもすわ工業製品測定料補助金交付申請書(様式第1号)を作成し、測定料の支払いを証する書類を添付し、ものづくり支援センターしもすわに提出しなければならない。

(測定料の支払いを証する書類とは)

請求者の請求明細書及び支払額が確認できる振込書もしくは領収書

(交付決定および請求)

- 第8条 1. 前条に規定する申請書の提出を受けた時は、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、ものづくり支援センターしもすわ工業製品測定料補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者へ通知するものとする。
2. 申請者は、前条の規定による決定通知書を受けた後、速やかに工業製品測定料補助金交付請求書(様式第3号)をものづくり支援センターしもすわに提出しなければならない。

(補則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

平成24年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

令和8年4月1日一部改訂